

A - 6 次の記述は、「周波数の許容偏差」の定義について、電波法施行規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

「周波数の許容偏差」とは、発射によって占有する周波数帯の中央の周波数の□A□周波数からの許容することができる最大の偏差又は発射の□B□周波数の基準周波数からの許容することができる最大の偏差をいい、□C□で表す。

	A	B	C
1	割当	特性	百万分率又はヘルツ
2	割当	占有	百万分率
3	基準	占有	百万分率又はヘルツ
4	基準	特性	ヘルツ

A - 7 次に掲げる記号をもって表示する電波の型式のうち、電波法施行規則の規定に照らしその内容が誤っているものを1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 「A1A」は、電波の主搬送波の変調の型式が振幅変調であって両側波帯のもの、主搬送波を変調する信号の性質がデジタル信号である単一チャンネルのものであって変調のための副搬送波を使用しないもの及び伝送情報の型式が電信であって聴覚受信を目的とするものを表示する。
- 2 「F2B」は、電波の主搬送波の変調の型式が角度変調であって周波数変調のもの、主搬送波を変調する信号の性質がデジタル信号である単一チャンネルのものであって変調のための副搬送波を使用するもの及び伝送情報の型式が電信であって自動受信を目的とするものを表示する。
- 3 「F3F」は、電波の主搬送波の変調の型式が角度変調であって周波数変調のもの、主搬送波を変調する信号の性質がアナログ信号である単一チャンネルのもの及び伝送情報の型式がテレビジョン（映像に限る。）のものを表示する。
- 4 「R3E」は、電波の主搬送波の変調の型式が振幅変調であって全搬送波による単側波帯のもの、主搬送波を変調する信号の性質がアナログ信号である単一チャンネルのもの及び伝送情報の型式がファクシミリのものを表示する。

A - 8 次に掲げるもののうち、送信空中線の型式及び構成に係る条件として、無線設備規則に規定されていないものを1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 整合が十分であること。
- 2 十分な指向特性が得られること。
- 3 空中線の近傍にある物体による影響をなるべく受けないものであること。
- 4 空中線の利得及び能率がなるべく大であること。

A - 9 次の記述は、非常通信について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

非常通信とは、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、□A□を利用することができないか又はこれを利用することが□B□であるときに人命の救助、□C□、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。

	A	B	C
1	有線通信	著しく困難	災害の救援
2	有線通信	不可能	財貨の保全
3	電気通信業務の通信	著しく困難	財貨の保全
4	電気通信業務の通信	不可能	災害の救援

A - 10 次の記述は、アマチュア無線局の免許状の記載事項の遵守について電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局を運用する場合には、□A、識別信号、電波の型式及び周波数は、免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

無線局を運用する場合には、空中線電力は、次に定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

(1) 免許状に□Bであること。

(2) 通信を行うため必要最小のものであること。

又は□Cの規定に違反して無線局を運用した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

A	B	C
1 無線設備の設置場所	記載されたものの範囲内	の(1)
2 無線設備の設置場所	記載されたもの	の(2)
3 無線設備	記載されたものの範囲内	の(2)
4 無線設備	記載されたもの	の(1)

A 11 次の記述は、混信等の防止について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局は、□A又は電波天文業務（宇宙から発する電波の受信を基礎とする天文学のための当該電波の受信の業務をいう。）の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその□Bその他の妨害を与えないように運用しなければならない。ただし、□Cについては、この限りでない。

A	B	C
1 他の無線局	運用を阻害するような混信	遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信
2 他の無線局	機能を損うような混信	遭難通信
3 放送の受信を目的とする受信設備	運用を阻害するような混信	遭難通信
4 放送の受信を目的とする受信設備	機能を損うような混信	遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信

A - 12 次の記述は、アマチュア局が行う呼出しの簡易化について、無線局運用規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

空中線電力50ワット以下の無線設備を使用してモールス無線電信により呼出しを行う場合において、確実に連絡の設定ができると思われるときは、呼出事項のうち、□Aの送信を省略することができる。

の規定により□Aの送信を省略した無線局は、その通信中□Bを送信しなければならない。

A	B
1 相手局の呼出符号及びD E	相手局の呼出符号1回
2 相手局の呼出符号及びD E	できる限り5分間の間隔を置いて相手局の呼出符号
3 D E及び自局の呼出符号	少なくとも1回以上自局の呼出符号
4 D E及び自局の呼出符号	できる限り2回自局の呼出符号

A - 13 次の記述は、アマチュア無線局の免許の取消しについて、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、免許人が次のいずれかに該当するときは、その無線局の免許を取り消すことができる。

□A、無線局の運用を引き続き6箇月以上休止したとき。

不正な手段により無線局の免許若しくは第17条（変更等の許可）の□B、通信事項の変更等の許可を受け、又は第19条（申請による周波数等の変更）の規定による識別信号、周波数等の指定の変更を行わせたとき。

□Cの停止の命令又は運用許容時間、周波数若しくは空中線電力の制限に従わないとき。

免許人が電波法又は放送法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者に該当するに至ったとき。

A	B	C
1 届出をしないで	無線設備の変更の工事	電波の発射
2 届出をしないで	工事設計の変更	無線局の運用
3 正当な理由がないのに	無線設備の変更の工事	無線局の運用
4 正当な理由がないのに	工事設計の変更	電波の発射

A - 14 次の記述は、無線従事者の免許の取消し等の処分について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線従事者が電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、総務大臣は、その無線従事者の免許を取り消し、又は□A□以内の期間を定めて□B□することができる。

	A	B
1	1箇月	その業務に従事することを停止
2	1箇月	違反に係る無線局の運用を停止
3	3箇月	その業務に従事することを停止
4	3箇月	違反に係る無線局の運用を停止

A - 15 次の記述は、無線通信を妨害した者に対する罰則について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

□A□の用に供する無線局の無線設備又は人命若しくは財産の保護、□B□、気象業務、□C□若しくは鉄道事業に係る列車の運行の業務の用に供する無線設備を損壊し、又はこれに物品を接触し、その他その無線設備の機能に障害を与えて無線通信を妨害した者は、5年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処する。
の未遂罪は、罰する。

	A	B	C
1	電気通信業務又は放送の業務	災害の防止	ガス事業に係るガスの供給の業務
2	電気通信業務又は放送の業務	治安の維持	電気事業に係る電気の供給の業務
3	電気通信業務	環境の保全	電気事業に係る電気の供給の業務
4	電気通信業務	治安の維持	ガス事業に係るガスの供給の業務

A - 16 第二級アマチュア無線技士の資格を有する者が氏名に変更を生じたときは、無線従事者規則の規定により免許証の訂正を受けなければならないが、このために必要な提出書類として正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 所定の様式の申請書及び免許証
- 2 所定の様式の申請書、免許証、写真1枚及び氏名の変更の事実を証する書類
- 3 適宜の様式の申請書、免許証及び戸籍謄本
- 4 適宜の様式の申請書、免許証及び氏名の変更の事実を証する書類

A - 17 次の記述は、電気通信の秘密について、国際電気通信連合憲章の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

構成国は、□A□の秘密を確保するため、使用される電気通信のシステムに適合する□B□をとることを約束する。

	A	B
1	公衆通信	できる限り有効な措置
2	公衆通信	すべての可能な措置
3	国際通信	できる限り有効な措置
4	国際通信	すべての可能な措置

A - 18 国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の周波数分配表において、アマチュア業務に分配されている周波数帯を下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 23,350kHz~24,000kHz
- 2 24,000kHz~24,890kHz
- 3 24,890kHz~24,990kHz
- 4 24,990kHz~25,010kHz
- 5 25,010kHz~25,090kHz

A - 19 次の記述は、混信に関する国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の規定について述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

送信局は、□A□を満足に行うため□B□電力で輻射する。

- | A | B |
|---------|---------|
| 1 業務 | 必要かつ十分な |
| 2 業務 | 必要な最小限の |
| 3 信号の識別 | 必要かつ十分な |
| 4 信号の識別 | 必要な最小限の |
| 5 混信対策 | 必要な最小限の |

A - 20 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の違反を認めた局は、同規則の規定によりどう措置しなければならないか、正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 違反した局に連絡しなければならない。
- 2 国際電気通信連合に報告しなければならない。
- 3 違反した局の属する国の主管庁及び国際電気通信連合に報告しなければならない。
- 4 違反を認めた局の属する国の主管庁に報告しなければならない。

B - 1 次の記述は、予備免許中の指定事項の変更について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

総務大臣は、予備免許を受けた者から□ア□があった場合において、相当と認めるときは、□イ□を□ウ□することができる。
総務大臣は、予備免許を受けた者が□エ□、電波の型式、周波数、空中線電力又は運用許容時間の指定の変更を申請した場合において、□オ□と認めるときは、その指定を変更することができる。

- | | | | | |
|--------------------|---------------|-----------|------|-------|
| 1 電波の規整その他公益上必要がある | 2 通信の相手方、通信事項 | 3 免許の有効期間 | 4 届出 | 5 短縮 |
| 6 混信の除去その他特に必要がある | 7 工事落成の期限 | 8 識別信号 | 9 申請 | 10 延長 |

B - 2 次の記述は、送信装置の周波数の安定のための条件について、無線設備規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

周波数をその□ア□内に維持するため、送信装置は、できる限り□イ□によって□ウ□に影響を与えないものでなければならない。
周波数をその□ア□内に維持するため、発振回路の方式は、できる限り□エ□によって影響を受けないものでなければならない。
移動局（移動するアマチュア局を含む。）の送信装置は、實際上起こり得る□オ□によっても周波数をその□ア□内に維持するものでなければならない。

- | | | | |
|---------------|-------------------|--------------|---------------|
| 1 許容偏差 | 2 動作の変化 | 3 気象の変化 | 4 変調周波数 |
| 5 発振周波数 | 6 振動又は衝撃 | 7 商用電源の電圧の変動 | 8 電源電圧又は負荷の変化 |
| 9 占有周波数帯幅の許容値 | 10 外圍の温度若しくは湿度の変化 | | |

B - 3 次の記述は、無線通信の秘密の保護について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

□ア□法律に別段の定めがある場合を除くほか、□イ□の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその□ウ□若しくは内容を□エ□、又はこれを□オ□してはならない。

- | | | | | |
|----------|-------|-------|------|-------|
| 1 無線従事者は | 2 関係者 | 3 何人も | 4 一般 | 5 存在 |
| 6 他人の用に供 | 7 公表し | 8 漏らし | 9 特定 | 10 窃用 |

B - 4 次の記述は、受信設備に対する監督について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

総務大臣は、受信設備が副次的に発する□アが□イに□ウ障害を与えるときは、その設備の□エ又は占有者に対し、その障害を除去するために必要な措置をとるべきことを□オことができる。

- | | | | | |
|---------------|-------------|------------|-------|------------|
| 1 電波若しくは高周波電流 | 2 他の無線設備の機能 | 3 継続的かつ重大な | 4 命ずる | 5 他の無線局の運用 |
| 6 著しい | 7 所有者 | 8 勧告する | 9 利用者 | 10 電波 |

B - 5 次の記述は、混信を避けるための措置について、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

混信を避けるために不要な方向への□ア又は不要な方向からの受信は、□イ可能な場合には、□ウのアンテナの□エをできる限り利用して、□オにしなければならない。

- | | | | | |
|----------|-------|-------|--------------------|-------|
| 1 無線技術上 | 2 指向性 | 3 高利得 | 4 輻射 ^{ふく} | 5 特性 |
| 6 業務の性質上 | 7 効率的 | 8 利点 | 9 最小 | 10 送信 |